

## 第5節 税務課

### 〔総括概要〕

自立的な行財政運営を実現するうえで、自主財源である市税の重要性は非常に高く、常に厳正な税務行政の執行が求められることから、租税の原則に基づき、公平・明確な租税賦課業務に努めた。

具体的な取組みとして、市民税関係では、課税客体の適正把握のため、個人住民税未申告者に対する申告の催告等を実施した。なお、より一層の税収確保に向けて、未申告法人の活動状況調査や申告指導を行った。また、定額による特別控除を実施した。

保険税（料）関係では、転入者等に対する適正な賦課を行うため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、車両の現況調査等を通じて、課税客体の適正把握に努めた。

資産税関係では、土地と家屋の税務通知書を電子データ化し、固定資産税システムに取り込むことにより、精度の向上と業務の効率化をすすめた。償却資産についてはe L T A Xの推進、新規事業者の捕捉及び申告書の送付、未申告事業者に対する催告等の申告指導を継続して行った。

### 税政係

#### 1 調定額

(単位：千円)

税目	区分	本年度	前年度
市民税		9,305,385	9,773,926
軽自動車税		569,909	556,579
市たばこ税		1,176,441	1,195,800
鉱産税		4,333	3,978
入湯税		18,659	18,292
国民健康保険税		3,756,662	4,339,842
後期高齢者医療保険料		1,848,206	1,661,151
介護保険料		3,582,866	3,536,900

#### 2 賦課状況

##### (1) 軽自動車税(4月1日現在)

(令和6年度課税状況調より)

車種	区分	総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税額 (千円)
			非課税	減免		
原動	50cc以下	4,407	37	—	4,370	8,740
	特定小型	15	—	—	15	30

機 付 自 転 車	51cc～90cc		525	1	—	524	1,048	
	91cc～125cc		1,197	13	—	1,184	2,842	
	ミニカー		115	—	—	115	425	
	小 計		6,259	51	—	6,208	13,085	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪車		2,237	2	2	2,233	8,039	
	三輪車		2	—	1	1	5	
	四 輪 車	乗 用	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	9,685	23	224	9,438	67,954
		貨 物	営業用	51	—	1	50	150
			自家用	2,150	14	33	2,103	8,412
	新 税 率 適 用 分	乗 用	営業用	2	—	—	2	14
			自家用	18,918	28	346	18,544	200,275
		貨 物	営業用	166	—	—	166	631
			自家用	4,481	41	58	4,382	21,910
	重 課 適 用 分	乗 用	営業用	4	—	—	4	33
			自家用	10,105	25	279	9,826	126,755
		貨 物	営業用	46	—	—	46	207
			自家用	5,726	41	94	5,591	33,546
	7 5 % 軽 課 適 用 分	乗 用	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	40	1	1	38	103
		貨 物	営業用	8	—	—	8	8
			自家用	2	1	—	1	1
	5 0 % 軽 課 適 用 分	乗 用	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
		貨 物	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
	2 5 % 軽 課 適 用 分	乗 用	営業用	—	—	—	—	—
自家用			—	—	—	—	—	
貨 物		営業用	—	—	—	—	—	
		自家用	—	—	—	—	—	
小 型 特 殊	農耕作業用		5,984	20	3	5,961	14,306	
	フォークリフト等		526	2	—	524	3,091	
	小 計		60,158	198	1,042	58,918	485,440	
二輪の小型自動車			3,127	18	5	3,104	18,624	
合 計			69,544	267	1,047	68,230	517,149	

(2) 市たばこ税

区 分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
-----	-----------	-----------	---------	----------

たばこ税	180,381,640	827,081	179,554,559	1,176,441,460
手持ち品	—	—	—	—
合 計	180,381,640	827,081	179,554,559	1,176,441,460

※税率の改正がなかったため、手持ち品課税はなし。

(3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	32,717	9,815,100	—	—
ドロマイト	158,311	63,324,400		
石灰石 第2類	1,321,253	330,313,250		
珪 石	66,917	33,458,455		
合 計	1,579,198	436,911,205	436,894	4,332,500

(4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	363,738	18,186,900
宿 泊	150	3,148	472,200
合 計		366,886	18,659,100

3 諸証明等の交付（栃木地域分）

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	25,150	393	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税、所得及びその他の証明 1件につき300円</li> <li>・土地及び建物の評価証明 1件につき300円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし 1件増すごとに100円を加算する。</li> <li>・住宅用家屋証明 1件につき1,300円</li> </ul>
公簿閲覧	2,762	518	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産台帳の閲覧 1冊につき300円</li> <li>・公簿等の写し 1枚につき300円</li> <li>・航空写真の写し 1枚につき600円</li> </ul>
合 計	27,912	911	

市民税係

1 個人市民税賦課状況(7月1日現在)

(令和6年度課税状況調より)

(1) 所得区分別市民税額調

(単位：千円)

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額				
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分 離 譲 渡

所得金額		222,110,136	191,395,621	8,274,633	1,684,679	16,122,673	4,632,530
所得控除額	雑損	-	-	-	-	-	-
	医療費	1,254,467	747,665	77,271	42,038	313,777	73,716
	社会保険料	39,948,738	36,044,815	1,063,261	251,214	2,068,572	520,876
	小規模企業共済等掛金	1,098,162	749,105	204,726	19,246	63,419	61,666
	生命保険料	2,585,938	2,271,955	86,789	19,112	172,647	35,435
	地震保険料	112,680	79,803	5,200	4,221	20,343	3,113
	障害者	561,400	405,840	22,820	8,660	111,500	12,580
	寡婦	138,320	81,120	3,120	520	49,400	4,160
	ひとり親	253,500	240,600	6,300	300	4,800	1,500
	勤労学生	-	-	-	-	-	-
	配偶者	3,766,180	2,621,930	94,500	18,230	978,080	53,440
	配偶者特別	989,750	799,470	29,430	3,450	141,480	15,920
	扶養	4,897,410	4,413,500	204,360	53,810	149,780	75,960
	同居特別障害者	101,430	84,180	5,750	1,380	7,820	2,300
	基礎	29,361,210	24,463,190	865,890	169,850	3,509,660	352,620
	計	85,069,185	73,003,173	2,669,417	592,031	7,591,278	1,213,286
課税標準額		141,396,184	118,392,448	5,605,216	1,092,648	8,531,395	7,774,477
税額	算出税額	8,353,086	7,101,170	336,233	65,544	511,549	338,590
	調整控除額	138,196	111,527	4,407	894	19,952	1,416
	配当控除額	7,935	2,776	35	38	2,486	2,600
	住宅借入金等特別税額控除	142,983	137,838	3,938	321	349	537
	寄附金税額控除	264,240	227,165	12,663	797	6,099	17,516
	外国税額控除	71	3	-	-	41	27
	税額調整額	65	54	11	-	-	-
	配当割額等控除額	21,393	1,505	51	1	2,681	17,155
	定額による特別控除額	630,678	532,649	19,200	3,804	67,700	7,325
	減免税額	90	90	-	-	-	-
	所得割額	7,147,435	6,087,563	295,928	59,689	412,241	292,014
	均等割額	246,057	193,134	8,559	1,533	42,831	-
	市民税額合計	7,393,492	6,280,697	304,487	61,222	455,072	292,014
市民税負担割合(%)	100	85.0	4.1	0.8	6.2	3.9	
納税義務者数(人)	82,019	64,055	2,816	508	13,744	896	

所得割人数(人)	68,527	57,025	2,036	397	8,173	896
----------	--------	--------	-------	-----	-------	-----

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	170	65,998	1,058,544	31,961	30,192
10万円を超え100万円以下	23,112	34,005,255	14,350,680	833,197	592,607
100万円を超え200万円以下	21,773	57,083,373	32,406,871	1,930,084	1,594,515
200万円を超え300万円以下	11,958	46,209,473	29,511,877	1,756,873	1,502,319
300万円を超え400万円以下	5,694	29,687,547	19,869,615	1,184,446	1,050,953
400万円を超え550万円以下	3,359	22,012,261	15,600,145	929,286	842,571
550万円を超え700万円以下	995	8,213,458	6,194,737	368,342	333,927
700万円を超え1,000万円以下	712	7,408,272	5,938,196	354,069	322,343
1,000万円を超え2,000万円以下	537	8,397,408	7,426,647	437,564	398,697
2,000万円を超え5,000万円以下	185	5,943,141	5,941,908	343,900	311,941
5,000万円を超え1億円以下	24	1,618,466	1,647,067	96,403	87,255
1億円を超える金額	8	1,465,484	1,449,897	86,961	80,115
合計	68,527	222,110,136	141,396,184	8,353,086	7,147,435

※「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除に関する調 (単位：人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除人員	扶養控除人員の内訳		
		うち老人配偶者		老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養
1万円以下の金額	24	13	17	2	7	8
1万円を超え2万円以下	-	-	3	1	-	2
2万円を超え3万円以下	-	-	-	-	-	-
3万円を超え4万円以下	-	-	-	-	-	-
4万円を超え5万円以下	-	-	-	-	-	-
5万円を超え6万円以下	1	-	-	-	-	-
6万円を超え7万円以下	1	1	-	-	-	-
7万円を超え8万円以下	1	-	-	-	-	-
8万円を超え9万円以下	-	-	-	-	-	-
9万円を超え10万円以下	1	-	-	-	-	-
10万円を超え15万円以下	1	-	-	-	-	-
15万円を超え20万円以下	4	2	25	-	-	25
20万円を超え25万円以下	8	1	97	5	-	92
25万円を超え30万円以下	154	80	100	3	-	97
30万円を超え40万円以下	485	321	255	16	44	195
40万円を超え60万円以下	931	549	716	40	203	473
60万円を超え80万円以下	838	384	856	40	223	593
80万円を超え120万円以下	1,414	409	1,498	78	465	955

120 # 160 #	1,255	234	1,359	79	418	862
160 # 200 #	1,157	138	1,293	64	365	864
200万円を超える金額	4,845	221	6,355	323	1,287	4,745
合計	11,120	2,353	12,574	651	3,012	8,911

2 法人市民税賦課状況（7月1日現在）

均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,244
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	35
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	570
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	61
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	127
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	30
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	135
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	10
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	25
合 計			4,237

保険係

1 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・ 賦課限度額 650,000円
- ・ 所得割 6.0/100
- ・ 均等割 19,600円
- ・ 平等割 17,700円
- ・ 課税内訳

区分	所得割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	13,154	30,030	19,853
退職世帯	0	0	0
合計	13,154	30,030	19,853

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者等軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,456	2,997	2,208	10,661	178

退職世帯	0	0	0	0	0
合計	5,456	2,997	2,208	10,661	178

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	19,853	30,030	1,750,331,000	88,164	58,286
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	19,853	30,030	1,750,331,000	88,164	58,286

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 220,000円
- ・所得割 2.6/100
- ・均等割 10,200円
- ・平等割 7,500円
- ・課税内訳

区分	所得割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	13,154	30,030	19,853
退職世帯	0	0	0
合計	13,154	30,030	19,853

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者等軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,456	2,997	2,208	10,661	329
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	5,456	2,997	2,208	10,661	329

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	19,853	30,030	778,426,500	39,209	25,921
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	19,853	30,030	778,426,500	39,209	25,921

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 170,000円
- ・所得割 2.1/100
- ・均等割 11,100円

・平等割 6,100円

・課税内訳

区分	所得割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	4,082	9,157	7,832
退職世帯	0	0	0
合計	4,082	9,157	7,832

イ 軽減世帯及び限度額世帯

（単位：世帯）

区分	低所得者等軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	1,907	996	702	3,605	155
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	1,907	996	702	3,605	155

ウ 調定額

区分	世帯数（世帯）	被保険者数（人）	調定額（円）	一世帯当たり（円）	一人当たり（円）
一般世帯	7,832	9,157	259,446,200	33,126	28,333
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	7,832	9,157	259,446,200	33,126	28,333

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数（世帯）	調定額（円）
普通徴収対象世帯	17,590	2,403,456,100
特別徴収対象世帯	5,398	384,747,600
合計	22,988	2,788,203,700

2 後期高齢者医療保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

・賦課限度額 800,000円

・所得割 8.84/100

・均等割 45,600円

均等割低所得者軽減額（円）		
7割軽減	5割軽減	2割軽減
31,920	22,800	9,120

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数（人）	
		普通徴収	特別徴収
一般	(前年の所得金額-基礎控除額) × 8.84% + 45,600円	2,326	7,398

7割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}以下の被保険者は均等割額を7割軽減。	1,783	9,810
5割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+(29.5万円×被保険者数)以下の被保険者は、均等割額を5割軽減。	577	4,113
2割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+(54.5万円×被保険者数)以下の被保険者は、均等割額を2割軽減。	336	3,118
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額を免除、均等割額を5割（加入した月から2年間）軽減。	(内353)	
合 計		5,022	24,439

(3) 後期高齢者医療保険料調定額（現年度分）

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収	5,022	576,344,900
特別徴収	24,439	1,216,349,600
合 計	29,461	1,792,694,500

3 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段 階	対象者	被保険者数(人)		年間保険料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	734	6,007	20,270
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方	38	3,867	28,449
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	25	3,250	48,719
第4段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	433	6,024	64,011
第5段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	47	8,121	71,124
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	290	7,851	85,348

第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	374	7,007	92,461
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	272	2,955	106,686
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	155	1,087	120,910
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	60	500	135,135
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	36	234	149,360
第12段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	32	143	163,585
第13段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上900万円未満の方	35	155	170,697
第14段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	7	62	177,810
第15段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	23	85	184,922
第16段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,200万円以上の方	61	221	195,591
合 計		2,622	47,569	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,622	231,429,414
特別徴収対象者	47,569	3,305,225,454
合 計	50,191	3,536,654,868

資産税係

1 調定額 (単位：千円)

税目 \ 区分	本年度	前年度
固定資産税	11,110,414	11,174,805
特別土地保有税	13,198	13,318
都市計画税	817,623	830,441

2 固定資産税評価状況 (令和6年1月1日現在)

(1) 土地

地 目	筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
田 一 般 田	54,075	76,808,199	8,752,793

	宅地介在田等	3,116	2,024,950	9,377,393
畑	一般畑	29,254	19,655,032	1,207,348
	宅地介在畑等	3,032	1,647,477	7,227,725
宅	地	148,171	40,687,351	431,160,103
鉱	泉地	2	4	388
池	沼	271	139,616	5,322
山	林	21,351	51,854,359	2,114,059
牧	場	13	6,751	317
原	野	2,951	811,341	17,468
雑	種地	29,741	25,862,541	53,628,443
合	計	291,977	219,497,621	513,491,359

### 3 固定資産税評価状況（令和6年1月1日現在）

#### (1) 木造家屋

種 類	棟 数（棟）	床 面 積（㎡）	決定価格（千円）
戸 建 形 式 住 宅	59,452	5,897,066	160,078,990
集 合 形 式 住 宅	1,024	255,368	10,517,598
併 用 住 宅	3,589	391,590	5,842,322
ホ テ ル ・ 旅 館	116	4,980	57,187
事 務 所 ・ 店 舗	1,730	128,599	3,217,270
劇 場 ・ 病 院	89	16,133	579,701
工 場 ・ 倉 庫	3,043	193,922	658,837
附 属 家	22,877	929,435	3,259,133
合 計	91,920	7,817,093	184,211,038

#### (2) 非木造家屋

種 類	棟 数（棟）	床 面 積（㎡）	決定価格（千円）
事 務 所 ・ 店 舗	1,907	738,327	39,474,441

住 宅 用 建 物	8,035	1,347,744	49,448,099
病 院 ・ ホ テ ル	139	128,504	11,026,024
工 場 ・ 倉 庫	6,308	2,896,455	75,216,644
そ の 他	9,989	620,378	4,746,515
合 計	26,378	5,731,408	179,911,723

(3) 償却資産

(単位：千円)

区 分		決 定 価 格	課 税 標 準 額
市 長 し が た 価 格 の 等 を 決 定	構 築 物	28,226,736	27,816,307
	機 械 及 び 装 置	107,535,715	106,189,129
	船 舶	17,685	17,685
	航 空 機	-	-
	車 両 及 び 運 搬 具	1,171,070	1,171,070
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	16,137,713	16,117,063
	小 計	153,088,919	151,311,254
総務大臣が価格等を決定し配分したもの		34,530,585	34,040,930
県知事が価格等を決定し配分したもの		-	-
小 計		34,530,585	34,040,930
合 計		187,619,504	185,352,184